

野田市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、野田市営住宅退去滞納者の市営住宅使用料収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和6年4月15日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所  
名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所  
代表弁護士 田中泰雄  
住所 東京都中央区日本橋3-9-1  
日本橋三丁目スクエア12階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
市営住宅使用料
- 3 指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託をした日  
令和6年4月1日
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで